

証券コード 6039

2024年6月11日

株 主 各 位

神奈川県川崎市高津区久地二丁目5番8号
株式会社日本動物高度医療センター
代表取締役社長 平尾 秀博

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jarmec.co.jp>）
（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「IRニュース」「第19期定時株主総会招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本動物高度医療センター」または「コード」に当社証券コード「6039」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、本総会の決議事項は、その決議に定足数を必要としております。当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時30分
 2. 場 所 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号
かながわサイエンスパーク 西棟3階 KSPホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第19期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件
4. 議決権行使についてのご案内
3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

~~~~~

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jarmec.co.jp>）及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

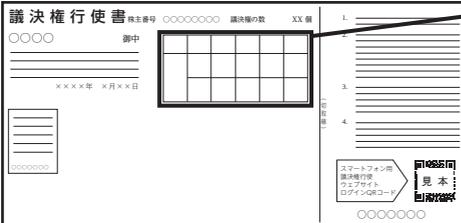


## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

|                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月25日(火曜日)<br/>午後5時30分入力完了分まで</p> |  <p><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月25日(火曜日)<br/>午後5時30分到着分まで</p> |  <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2024年6月26日(水曜日)<br/>午前10時30分(受付開始:午前10時)</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 票

○ ○ ○ ○ 欄中

XXXXXXXX 年XX月XX日

インターネット利用  
議決権行使書  
オンライン投票コーナー

投票書

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

- 第1、第2号議案**
- 全員賛成の場合 >> (賛) に○印
  - 全員反対の場合 >> (否) に○印
  - 一部の候補者に反対の場合 >> (賛) に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。
- 第3号議案**
- 賛成の場合 >> (賛) に○印
  - 反対の場合 >> (否) に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

東京証券代行株式会社  
電話：0120-88-0768 (フリーダイヤル)  
受付時間 午前9時～午後9時

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、一部に弱い動きが見られましたが、緩やかに回復しました。鉱工業生産は、電子部品・デバイスが在庫調整の進展を背景に持ち直しましたが、供給制約の緩和を受けて回復が続いていた自動車が不正問題発覚に伴う生産停止から年度末にかけて大きく落ち込むなど、一進一退の動きとなりました。個人消費は、外出・宿泊・娯楽などの対面型サービスが回復しましたが、物価高の影響などから全体として弱い動きとなりました。設備投資は、高水準の企業収益を背景に底堅く推移しました。消費者物価（生鮮食品を除く総合）は、2023年1月に前年比4.2%と約40年ぶりの高い伸びとなった後、政府の電気・都市ガス代に対する負担緩和策を受けて伸びが鈍化し、9月以降は同2%台で推移しました。

当社グループが属する動物医療業界におきましては、全国動物病院数は増加を続けており、また、犬猫の高齢化に伴い疾病が多様化する中で飼い主の動物医療に対する多様化・高度化要請は高まってきております。

このような環境の中、当社グループは、飼い主のかかりつけ病院（一次診療施設）と連携して高度医療への取り組みを続けるとともに、当社グループ内の診療実績を発表するための学会報告を積極的に行うことにより、動物医療業界における信頼の獲得、認知度の向上と、それに伴う紹介症例数の増加に努めてまいりました。

2023年7月以降、既存病院における診療スタッフ増強により診療能力が向上したこと、6月に開院した大阪病院が順調に推移していること、7月に再開した川崎本院の放射線治療が堅調に推移していること等から症例数は増加を続けており、当連結会計年度におきましては初診数、総診療数、手術数は過去最高となりました。

一方で、大阪病院開院に伴い院内備品を購入するなどの一時的な費用発生や、人件費及び減価償却費の増加によりコストは上昇しました。

以上の結果、二次診療サービスにおきましては、初診数（新規に受け入れた症例数）は8,265件（前連結会計年度比8.5%増）、総診療数（初診数と再診数の合計）は28,974件（前連結会計年度比2.9%増）、手術数は2,531件（前連結会計年度比11.7%増）となりました。

画像診断サービスにおきましては、一次診療施設への営業活動強化と新サービス

の導入により検査件数は増加しました。

健康管理機器レンタル・販売サービスにおきましては、代理店との関係強化施策を推進しました。電気用品安全法上の不備に関する対応の影響もあり、レンタル数・販売数は横ばいとなりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,270,195千円（前連結会計年度比10.3%増）、営業利益496,919千円（前連結会計年度比14.4%減）、経常利益489,781千円（前連結会計年度比8.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益337,217千円（前連結会計年度比11.4%減）と増収減益となりました

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,213,250千円であります。その主なものは、大阪病院放射線治療棟建設工事による建設仮勘定の計上144,312千円、大阪病院開院による工具、器具及び備品の取得529,582千円、川崎本院の放射線治療器の入れ替え等による工具、器具及び備品の取得241,396千円によるものであります。

#### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金489,900千円の調達を行いました。

#### ④ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

| 区 分                  | 第 16 期<br>(2021年3月期) | 第 17 期<br>(2022年3月期) | 第 18 期<br>(2023年3月期) | 第 19 期<br>(当連結会計年度)<br>(2024年3月期) |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)           | 2,847,833            | 2,979,011            | 3,872,994            | 4,270,195                         |
| 経 常 利 益 (千円)         | 410,963              | 438,507              | 534,085              | 489,781                           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) | 285,190              | 286,939              | 380,664              | 337,217                           |
| 1株当たり当期純利益金額 (円)     | 120.73               | 120.95               | 156.33               | 123.01                            |
| 総 資 産 (千円)           | 5,844,116            | 7,107,598            | 8,578,896            | 8,770,036                         |
| 純 資 産 (千円)           | 2,336,188            | 2,509,923            | 3,706,038            | 3,811,423                         |
| 1株当たり純資産額 (円)        | 981.33               | 1,078.80             | 1,354.99             | 1,446.52                          |

(注) 第19期より「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しており、純資産の部における自己株式として計上されている「株式給付信託 (J-ESOP)」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名     | 資 本 金     | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容           |
|-----------|-----------|----------|-------------------------|
| 株式会社キャミック | 120,000千円 | 100.0%   | 動物の高度検診センター事業の運営        |
| テルコム株式会社  | 91,740千円  | 100.0%   | 動物健康管理用酸素濃縮器及びケージの貸与・販売 |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、「動物医療の「できない」をなくし、動物とともに生きる人の希望になる。」のミッションのもと、役職員全員が動物医療に真摯に取り組み、顧客のニーズに応えることでより社会に貢献できるよう、以下の具体的な課題に取り組んでまいります。

##### ① 人材の確保と育成

当社グループの継続的な発展に必要な獣医師、動物看護師、事務職員など、優秀な人材を確保するため積極的な採用活動を行い、給与・賞与水準の向上、福利厚生充実等、待遇面の改善を通じて定着を図るとともに、技術面のみならず、人物面・サービス面についての研修を充実させる等の人材育成に、最優先に取り組んでまいります。

##### ② 二次診療施設の展開

2023年6月に開院した大阪病院を含む各施設において、確保・育成した人材を最適に配置し、診療受入能力を増強することで、より一層の診療数増加に努めます。

また、できる限り広いエリアの顧客にサービスを提供するために、二次診療施設を全国主要都市に展開してまいります。大阪病院に続く施設の開院に向けて準備を行ってまいります。

##### ③ 質の高い動物医療サービスの提供

「高度医療」を実践する施設として、診療技術の向上、設備の充実を図ることにより、より高品質な動物医療を提供できるように努め、顧客に必要とされる診療領域にサービス範囲を拡大してまいります。2024年5月に診療を開始した大阪病院の放射線治療施設に続き、新型の医療機器を積極的に投入してまいります。

また、診療受入れの迅速化や、ホスピタリティの向上など、「サービス業」としての品質を向上させることで顧客満足度を高めてまいります。

##### ④ 動物医療への貢献

日頃の診療活動を通じた一次診療施設とのコミュニケーション強化を継続してまいります。また、最大の営業活動と位置付けております学会における活動及び地域の獣医師会等と協力したセミナーの開催を積極的に行うとともに、診療・非診療分野における大学や研究施設等との共同研究に参画し、動物医療の発展に貢献してまいります。

⑤ 事業領域の拡大

飼い主や一次診療施設の利便性を高めるシステムやサービスの開発・販売を進めつつ、事業領域拡大のためM&Aを積極的に活用し、動物医療業界における総合的企業として成長を図る方針であります。子会社テルコムが取得した「第二種動物医療機器製造販売業許可」を活用し、同社の主力製品である酸素濃縮器の医療機器認定取得を含む動物用医療機器の開発製造に着手し、在宅ケアへの一層の貢献を目指します。

これらの取り組みにより、次期の業績は、売上高4,820百万円、営業利益625百万円、経常利益625百万円、親会社株主に帰属する当期純利益440百万円を見込んでおります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

| 事業区分                                | 事業内容                                     |
|-------------------------------------|------------------------------------------|
| 二次診療サービス<br>(当社)                    | 高度な医療機器を使用して行う、診察、検査、投薬、手術等の診療サービス       |
| 画像診断サービス<br>(株式会社キャミック)             | 高度な医療機器を使用して行う、画像の撮影・読影・診断等のサービス         |
| 健康管理機器<br>レンタル・販売サービス<br>(テルコム株式会社) | 動物健康管理用酸素濃縮器及びケージの貸与・販売                  |
| その他                                 | 上記以外の、一次診療施設、研究機関、飼い主等を対象とした物品販売、サービス提供等 |

(6) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 本社兼川崎本院 | 神奈川県川崎市高津区久地二丁目5番8号  |
| 名古屋病院   | 愛知県名古屋市天白区鴻の巣一丁目602番 |
| 東京病院    | 東京都足立区一ツ家三丁目1番7号     |
| 大阪病院    | 大阪府箕面市船場西三丁目14番7号    |

② 株式会社キャミック (子会社)

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 本社         | 神奈川県川崎市高津区久本三丁目5番7号   |
| キャミック城南    | 東京都世田谷区深沢八丁目19番12号    |
| キャミックひがし東京 | 東京都江戸川区東葛西五丁目32番5号    |
| キャミック城北    | 埼玉県さいたま市南区鹿手袋二丁目11番5号 |

③ テルコム株式会社 (子会社)

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 本社     | 神奈川県川崎市高津区久地二丁目5番8号     |
| 横浜部営業所 | 神奈川県横浜市港北区新吉田東八丁目27番20号 |
| 大阪営業所  | 大阪府大阪市福島区吉野四丁目15番2号     |
| 福岡営業所  | 福岡県福岡市博多区東那珂一丁目7番22号    |
| 狭山事業所  | 埼玉県狭山市柏原586番3号          |

## (7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分     | 従業員数       | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|------------|-------------|
| 動物医療関連事業 | 256 (31) 名 | 27名増 (6名減)  |
| 合計       | 256 (31) 名 | 27名増 (6名減)  |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 従業員数が前連結会計年度末と比べて27名増加したのは、主に2023年6月1日に開院しました大阪病院の従業員を採用したことによるものであります。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数       | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|------------|-------|--------|
| 201 (11) 名 | 22名増 (4名減) | 34.9歳 | 5年4ヶ月  |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 従業員数が前事業年度末と比べて22名増加したのは、主に2023年6月1日に開院しました大阪病院の従業員を採用したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 額       |
|-------------------------|-------------|
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行         | 1,818,587千円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 1,000,892千円 |
| 株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行     | 288,574千円   |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 269,270千円   |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 125,148千円   |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 125,148千円   |
| 株 式 会 社 千 葉 銀 行         | 125,148千円   |
| 横 浜 信 用 金 庫             | 62,574千円    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社     | 41,200千円    |

(注) 上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 株式会社横浜銀行     | 1,188,912千円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 750,892千円   |
| 株式会社きらぼし銀行   | 62,574千円    |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 62,574千円    |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 125,148千円   |
| 株式会社三井住友銀行   | 125,148千円   |
| 株式会社千葉銀行     | 125,148千円   |
| 横浜信用金庫       | 62,574千円    |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,858,700株 |
| ③ 株主数      | 3,194名     |
| ④ 大株主      |            |

| 株 主 名                                                                                               | 持 株 数<br>( 株 ) | 持 株 比 率<br>( % ) |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------|
| M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S<br>( 常 任 代 理 人 モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー<br>M U F G 証 券 株 式 会 社 ) | 395,500        | 14.68            |
| K C P エ ク イ テ ィ ア シ ス ト 1 号<br>投 資 事 業 有 限 責 任 組 合                                                  | 320,000        | 11.88            |
| 風 越 建 設 株 式 会 社                                                                                     | 120,000        | 4.46             |
| サ ン リ ッ サ ー ビ ス 株 式 会 社                                                                             | 85,000         | 3.16             |
| 平 尾 秀 博                                                                                             | 80,100         | 2.97             |
| 岡 三 証 券 株 式 会 社                                                                                     | 69,100         | 2.57             |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社<br>( 常 任 代 理 人 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト<br>信 託 銀 行 株 式 会 社 )                         | 62,000         | 2.30             |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 E 口 )                                                               | 54,700         | 2.03             |
| 松 永 悟                                                                                               | 40,500         | 1.50             |
| 石 川 隆 行                                                                                             | 36,700         | 1.36             |

(注) 1. 持株比率は自己株式(165,416株)を控除して計算しております。

2. 控除する自己株式には、「株式給付信託(J-ESOP)」導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する54,700株は含まれておりません。

3. 2024年3月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ピルグリム・パートナーズ・アジア・ピーティーイー・エルティーディーが2024年2月29日現在で384,400株(株券等保有割合13.55%)の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

2023年7月20日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月17日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外役員を除く。）3名に対し自己株式23,000株の処分を行っております。

**(2) 新株予約権等の状況**

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2024年 3月31日現在)

| 会社における地位               | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                           |
|------------------------|-----------|--------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長                | 平 尾 秀 博   | 診療本部長、循環器科・呼吸器科、放射線・画像診断科各科長<br>テルコム株式会社代表取締役社長        |
| 取 締 役                  | 松 永 悟     | 脳神経科・整形科、麻酔科・手術部各科長<br>株式会社キャミック代表取締役社長                |
| 取 締 役                  | 石 川 隆 行   | 管理部長<br>株式会社キャミック取締役<br>テルコム株式会社取締役                    |
| 取 締 役<br>(監査等委員・常勤)    | 坪 川 郁 子   |                                                        |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 川 端 節 夫   | 株式会社KMDコーポレーション代表取締役                                   |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 吉 島 彰 宏   | ワンダープラネット株式会社社外監査役<br>Dr. JOY株式会社社外監査役<br>株式会社トレタ取締役   |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 長 谷 川 輝 夫 | 株式会社パシフィックネット社外監査役<br>株式会社ケンネット監査役<br>株式会社テクノアライアンス監査役 |

- (注) 1. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査室との密な連携を図るために、監査等委員の坪川郁子氏を常勤監査等委員に選定しております。
2. 取締役(監査等委員)坪川郁子、川端節夫及び吉島彰宏の3氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員)坪川郁子氏は、公認会計士として監査法人における多様な監査経験と企業会計及び監査に関する高い見識・専門性を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員)坪川郁子、川端節夫及び吉島彰宏の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 有川弘氏は2023年6月22日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって、辞任により取締役(監査等委員)を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行取締役でない取締役である坪川郁子、川端節夫、吉島彰宏及び長谷川輝夫の4氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、10万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金及び訴訟費用等（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は全額当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

| 区 分                     | 報酬等の総額                  | 報酬等の種類別の総額             |                    | 対象となる<br>役員の員数 |
|-------------------------|-------------------------|------------------------|--------------------|----------------|
|                         |                         | 基本報酬                   | 非金銭報酬等             |                |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役)      | 57,985千円<br>(一十千円)      | 42,750千円<br>(一十千円)     | 15,235千円<br>(一十千円) | 3名<br>(一名)     |
| 取締役（監査等委員）<br>(うち社外取締役) | 15,510千円<br>(一十三,一十千円)  | 15,510千円<br>(一十三,一十千円) | 一十千円<br>(一十千円)     | 5名<br>(四名)     |
| 合 計<br>(うち社外取締役)        | 73,495千円<br>(一十三,三十一千円) | 58,260千円<br>(一十三,一十千円) | 15,235千円<br>(一十千円) | 8名<br>(四名)     |

- (注) 1. 上表には、2023年6月22日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の額は、2016年6月23日開催の第11期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名です。
- また、基本報酬の枠内で、2017年6月27日開催の第12期定時株主総会において、株式報酬の額として年額80百万円以内、株式数の上限を年80,000株以内（監査等委員である取締役は付与対象外）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、3名です。

4. 非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬であり、その内容は「⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。なお、当該株式の譲渡制限期間は3年であります。
  5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第11期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会最終時点の取締役（監査等委員）の員数は、4名です。
- ⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）と非金銭報酬等により構成しております。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

ハ、非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬は、当社の取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

交付する株式報酬の内容は、①対象取締役は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれるものとしております。

制度の導入目的である企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため譲渡制限期間は3年から5年とし、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社または当社の子会社の取締役、執行役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において当該対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、本譲渡制限期間中に正当な理由または死亡により当社または当社の子会社の取締役、執行役、執行役員または使用人の地位のいずれからも退任または退職した場合には、本割当株式の払込期日から当該退任までの期間中、継続して、当社または当社子会社の取締役、執行役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限を解除します。

本制度により交付する株式の総数は、対象取締役に対して年80,000株以内・年額80百万円以内とし、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、在籍取締役に交付するものとしております。

## ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長平尾秀博がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた非金銭報酬の額としております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長は決定において監査等委員会の同意を得なければならないものとしております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

| 地位             | 氏名    | 兼職する法人等             | 兼職の内容 | 兼職先と当社との関係        |
|----------------|-------|---------------------|-------|-------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 川端 節夫 | 株式会社<br>KMDコーポレーション | 代表取締役 | 当社との間に取引関係はありません。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 吉島 彰宏 | 株式会社トレタ             | 取締役   | 当社との間に取引関係はありません。 |

ロ. 他の法人等の社外役員の兼務状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地位             | 氏名    | 兼職する法人等           | 兼職の内容 | 兼職先と当社との関係        |
|----------------|-------|-------------------|-------|-------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 吉島 彰宏 | ワンダープラネット<br>株式会社 | 社外監査役 | 当社との間に取引関係はありません。 |
|                |       | Dr. JOY株式会社       | 社外監査役 | 当社との間に取引関係はありません。 |

ハ、当事業年度における主な活動状況

|                         | 出席状況、発言状況及び<br>期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員)<br>坪川 郁子 | <p>2023年6月22日就任以降、当事業年度に開催された取締役会全てに監査等委員として出席し、公認会計士としての監査法人における多様な監査経験と企業会計及び監査に関する専門的見地に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。</p> <p>また就任以降、当事業年度に開催された監査等委員会全てに出席し、財務、会計並びに内部統制について必要な発言を適宜行っております。</p> |
| 取締役<br>(監査等委員)<br>川端 節夫 | <p>当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に監査等委員として出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の重要なプロジェクトである新病院開院に関する助言や議案・審議等につき必要な発言を適宜行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。</p> <p>また当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、経営全般の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。</p>  |
| 取締役<br>(監査等委員)<br>吉島 彰宏 | <p>当事業年度に開催された取締役会16回の全てに監査等委員として出席し、当社の経営全般に対する助言や議案・審議等につき必要な発言を適宜行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。</p> <p>また当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を適宜行っております。</p>                                        |

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                       | 報酬等の額    |
|---------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                   | 28,400千円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28,400千円 |

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人が法令を遵守することはもとより、定款を遵守し、社会規範を尊重し、企業理念に則った行動をとるため、「企業行動規範」を定め、周知徹底を図る。
- ロ. コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役は、基本的な方針について宣言するとともに、管理本部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築・維持・整備に当たり、内部監査室を設置し、コンプライアンス体制の状況を調査する。これらの活動は取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。
- ハ. 法令違反の疑義ある行為等について、使用人が通報できる社外の弁護士を窓口とする内部通報制度を整備するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務に係る情報については、「文書管理規程」に基づき適切かつ確実に処理し、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
- ロ. 「内部監査規程」を制定し、内部監査室長は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役役に報告する。
- ハ. 「緊急事態対応規程」を制定し、緊急事態の発生に際し、速やかにその状況を把握、確認し、迅速かつ適切に対処するとともに、被害を最小限に食い止める体制をとる。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営の適正性、健全性を確保し、業務執行の効率化を図るため、経営の意思決定・監督機関としての取締役会の機能と、その意思決定に基づく業務執行機能を明確にする。
- ロ. 中期経営計画及び単年度予算を立案し、全社的な数値目標を設定する。その達成に向けて、取締役会、経営会議にて、具体策の立案及び進捗管理を行う。
- ハ. 取締役の職務の執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」におい

て、それぞれの責任者の職務内容及び責任を定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社において、当社の経営方針に従った適正な業務運営が行われるよう、子会社の役員に、当社取締役又は当社使用人その他適切な人材を選任するとともに、子会社への指導・支援を実施する。
- ロ. 子会社の取締役は、当該子会社の経営に当たって法令及び定款を遵守するとともに、損失危機管理体制、効率的な業務執行体制を確立させる。また、子会社の取締役等を定期的に当社の会議に参加させ、重要事項に関して当社へ適切に報告を行わせる。
- ハ. 子会社の役員及び使用人は企業集団に影響を及ぼす事態が発生した場合、又はその懸念がある場合は、当社監査等委員会に報告を行うものとし、当社及び当該子会社は監査等委員会に報告したことを理由として報告者を不利益に扱わない。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会補助者として適切な者を任命し、監査等委員会の指示の実効性を確保する。
- ロ. 監査等委員会補助者の独立性を担保するため、その任命・異動・評価・懲戒については、監査等委員会の意見を尊重し、決定する。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときには、監査等委員会に直ちに報告するものとする。
  - ロ. 監査等委員である取締役は取締役会及び、経営会議等重要な会議の審議事項及び業務執行状況等の報告を受ける。
  - ハ. 監査等委員である取締役は主要な稟議書その他社内の重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）又は使用人にその説明を求めることができる。
- ニ. 監査等委員会は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催するほか、他の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人からその職務執行等に関する報告・説明を受けることができる。
- ホ. 当社は、監査等委員会に報告したことを理由に報告者を不利益に取り扱わない。

## ⑧ 監査費用の前払い及び償還に関する方針

監査等委員会がその職務の執行について当社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支払い及び弁済を行う。

イ. 費用の前払の請求

ロ. 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

ハ. 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

## ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役は、取締役及び使用人に対する監査等委員会監査の重要性を認識し、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。

ロ. 監査等委員会が必要と認めたときは、代表取締役等と協議の上、特定の事項について、内部監査室に監査の協力を求めることができる。また、監査等委員会は各部署に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。

ハ. 監査等委員会は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、相互協議に基づき、情報・意見交換等の緊密な連携を図る。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行いました。

### ① 取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われることに対する取組みの状況

イ. 取締役会を16回開催しました。取締役（監査等委員である取締役を除く）の取締役会への出席率は98%でした。

ロ. 経営会議を毎週開催し、取締役会における機動的な意思決定を行うための事前審議を実施しました。

ハ. 当社の取締役がグループ会社の取締役に就任し、グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しました。

ニ. 当社グループ取締役全員を対象とした社外弁護士による役員向けコンプライアンス研修を実施しました。

### ② コンプライアンスに関する取組みの状況

イ. 経営会議においてコンプライアンスに係る課題の洗い出しを行い、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、継続的に改善しました。

ロ. コンプライアンス意識を高めるため以下をテーマとする社内研修を実施しました。

- ・コンプライアンスとは何か
- ・内部統制の重要性
- ・パワーハラスメントの防止

ハ. 「内部通報規程」の定めに従い、社内外に相談窓口を設置しております。

### ③ リスク管理に関する取組みの状況

- イ. 「リスク管理規程」の定めに従い、当社グループが被る損失又は不利益を最小限とするために経営会議にて各種リスクの洗い出しを行い、取締役会に報告を行いました。
- ロ. 安全衛生委員会を毎月開催し、職場の安全管理と従業員の健康維持に必要な対策を検討し、実施しました。

### ④ 監査等委員会の監査の実効性を確保するための取組みの状況

- イ. 監査等委員会を12回開催しました。監査等委員である取締役の出席率は98%でした。
- ロ. 常勤の監査等委員である取締役は取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、また稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図りました。
- ハ. コンプライアンスや内部統制の整備状況については、内部統制部門と定期的に監査結果の共有を行い、監査の実効性を確保しました。
- ニ. 監査等委員である取締役は、代表取締役及び会計監査人と、監査に必要な意見交換会を実施しました。

## (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。創業以来、当社グループの事業は拡大を続けており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資等に充当し、より一層の業容拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながることを考え、2023年3月期まで無配当としてまいりましたが、2024年3月期より配当を実施いたします。

今後の利益還元につきましては、事業拡大のための投資と資本効率向上の最適なバランスを考慮し、配当性向10~20%を基本方針とし、配当を実施いたします。また、自己株式の取得につきましても、財務状況、株価の動向等を勘案しながら、1株当たりの株主価値とROEの向上を目的として機動的に実施してまいります。

2024年3月期の剰余金の配当につきましては、上記利益還元の基本方針に基づき、1株当たり20円といたしました。

2025年3月期の剰余金の配当予想につきましては、上記利益還元の基本方針に基づき、1株当たり25円といたしますが、2025年3月期の業績が確定したタイミングで、利益水準に従って配当額を算出し、株主還元を実施してまいります。

## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産      | 1,777,363 | 流動負債          | 1,538,611 |
| 現金及び預金    | 1,337,639 | 買掛金           | 58,702    |
| 売掛金及び契約資産 | 297,196   | 未払金           | 477,587   |
| 商品及び製品    | 74,873    | 1年内返済予定の長期借入金 | 626,493   |
| 原材料及び貯蔵品  | 22,481    | 未払法人税等        | 81,149    |
| その他       | 52,918    | 賞与引当金         | 118,447   |
| 貸倒引当金     | △7,745    | その他           | 176,230   |
| 固定資産      | 6,992,673 | 固定負債          | 3,420,001 |
| 有形固定資産    | 6,151,823 | 長期借入金         | 3,230,051 |
| 建物及び構築物   | 2,125,025 | 退職給付に係る負債     | 38,350    |
| 車両運搬具     | 5,784     | 繰延税金負債        | 99,837    |
| 工具、器具及び備品 | 1,628,363 | 資産除去債務        | 41,394    |
| 土地        | 2,248,337 | その他           | 10,367    |
| 建設仮勘定     | 144,312   | 負債合計          | 4,958,612 |
| 無形固定資産    | 548,082   | (純資産の部)       |           |
| のれん       | 162,958   | 株主資本          | 3,811,423 |
| 商標権       | 348,371   | 資本金           | 796,725   |
| その他       | 36,752    | 資本剰余金         | 712,128   |
| 投資その他の資産  | 292,767   | 利益剰余金         | 2,712,674 |
| 繰延税金資産    | 53,462    | 自己株式          | △410,104  |
| その他       | 239,305   | 純資産合計         | 3,811,423 |
| 資産合計      | 8,770,036 | 負債・純資産合計      | 8,770,036 |

# 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金       | 額         |
|-------------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                         |         | 4,270,195 |
| 売 上 原 価                       |         | 2,805,844 |
| 売 上 総 利 益                     |         | 1,464,350 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 967,431   |
| 営 業 利 益                       |         | 496,919   |
| 営 業 外 収 益                     |         |           |
| 受 取 家 賃                       | 23,679  |           |
| 保 険 解 約 返 戻 金                 | 4,061   |           |
| そ の 他                         | 8,973   | 36,714    |
| 営 業 外 費 用                     |         |           |
| 支 払 利 息                       | 18,825  |           |
| 資 金 調 達 費 用                   | 3,268   |           |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 19,406  |           |
| そ の 他                         | 2,352   | 43,852    |
| 経 常 利 益                       |         | 489,781   |
| 特 別 利 益                       |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 益                 | 1,524   | 1,524     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |         | 491,305   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 175,845 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △21,757 | 154,088   |
| 当 期 純 利 益                     |         | 337,217   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 337,217   |

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株主資本    |         |           |          |            | 純資産合計     |
|---------------------|---------|---------|-----------|----------|------------|-----------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |           |
| 2023年4月1日<br>残高     | 791,100 | 711,137 | 2,375,457 | △171,656 | 3,706,038  | 3,706,038 |
| 連結会計年度中の<br>変動額     |         |         |           |          |            |           |
| 新株の発行               | 5,625   | 5,625   |           |          | 11,250     | 11,250    |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 |         |         | 337,217   |          | 337,217    | 337,217   |
| 自己株式の取得             |         |         |           | △335,439 | △335,439   | △335,439  |
| 自己株式の処分             |         | △4,633  |           | 96,991   | 92,358     | 92,358    |
| 連結会計年度中の<br>変動額合計   | 5,625   | 991     | 337,217   | △238,448 | 105,385    | 105,385   |
| 2024年3月31日<br>残高    | 796,725 | 712,128 | 2,712,674 | △410,104 | 3,811,423  | 3,811,423 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社キャミック

テルコム株式会社

##### ② 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 棚卸資産

商品及び製品、原材料・・・総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)

貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物・・・6年～39年

車両運搬具・・・2年～6年

工具、器具及び備品・・・2年～20年

###### ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。また、商標権については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間（10年）に基づいております。

##### ③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、動物医療関連事業の単一セグメントであります。当社グループ事業から生じる主な収益を以下のとおり認識しております。

イ. 二次診療サービス

診療行為という一連の履行義務であるため、一定期間で収益を認識することとなりますが、診療行為が完了した部分については患者にとっての価値に直接対応し、当該対価の額を受け取る権利を有すると考えられるため、その日の全ての診療行為が患者へなされた時点で、当該履行義務が充足されたと判断し診療当日に収益を認識しております。

ロ. 画像診断サービス

画像診断の提供という履行義務であるため、画像診断の提供が完了した部分については患者にとっての価値に直接対応し、当該対価の額を受け取る権利を有すると考えられるため、その日の全ての画像診断の提供が患者へなされた時点で、当該履行義務が充足されたと判断し当日に収益を認識しております。

ハ. 健康管理機器レンタル・販売サービス ・健康管理機器レンタルサービス

顧客との契約に基づいて健康管理機器のレンタルサービスを提供する履行義務であるため、サービス提供期間を通じて履行義務を充足する取引であることから、当該期間に応じて収益を認識しております。

・健康管理機器販売サービス

顧客との契約に基づいて健康管理機器を引き渡す履行義務であるため、健康管理機器を顧客に引き渡した時点で商品及び製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間（10年）にわたり、均等償却しております。

⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

譲渡制限付株式報酬制度

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度を導入しております。これに係る会計処理については、経済産業省が公表した『「攻めの経営」を促す役員報酬－企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引－』のうち「役員等に現物出資型により事前発行型の「特定譲渡制限付株式」を交付した場合の会計処理」に従っております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (1) 連結貸借対照表

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めておりました「未払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「未払金」は266,717千円であります。

### (2) 連結損益計算書

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めておりました「保険解約返戻金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「保険解約返戻金」は863千円であります。

また、前連結会計年度まで独立掲記しておりました営業外収益の「償却債権取立益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) のれん及び商標権の評価

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 一十千円、のれん 162,958千円、商標権 348,371千円

(当連結会計年度において減損損失は計上していませんが、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別していません。)

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

M&Aによって子会社を取得した際に発生したものです。

当社グループは、のれん及び商標権が帰属する事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。のれん及び商標権について、減損の兆候があり減損損失を認識するかどうかの判定を行う場合には、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分別の将来計画に基づいて、のれん及び商標権を含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積っております。

のれん及び商標権の評価における重要な見積りは、連結子会社の取締役会等が承認した事業計画に基づく将来キャッシュ・フローであり、売上高及び営業利益の将来予測に基づいております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失を認識する可能性があります。

### 4. 会計上の見積りの変更に関する注記

#### 耐用年数の変更

当社の工具、器具及び備品の耐用年数につきましては、法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりましたが、先進医療設備等についての更新実績が得られ、より実態に即した耐用年数の測定が可能になってきたことから、大阪病院の開院準備を契機に、当連結会計年度において有形固定資産の使用実態の調査を行いました。その結果、一部の工具、器具及び備品について耐用年数を経済的使用可能予測期間に基づく耐用年数に見直し、将来にわたって変更しております。

この変更に伴い、従来の耐用年数によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ70,846千円増加しております。

## 5. 追加情報に関する注記

### 株式給付信託（J-ESOP）

当社は、2024年2月15日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2024年3月より導入しております。

#### ①取引の概要

本制度は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度や勤続年数等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

#### ②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において109,791千円、58,400株であります。

## 6. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保資産及び担保付債務

#### ① 担保に供している資産

|         |             |
|---------|-------------|
| 建物及び構築物 | 1,926,128千円 |
| 土地      | 2,074,322千円 |
| 計       | 4,000,451千円 |

上記資産のうち、土地及び建物の一部については、根抵当権（極度額4,332,750千円）を設定しております。

#### ② 担保に係る債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 556,797千円   |
| 長期借入金         | 3,083,747千円 |
| 計             | 3,640,544千円 |

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,877,699千円

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|                     | 当連結会計年度<br>期首株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度<br>末株式数(株) |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式               |                     |                     |                     |                    |
| 普通株式(注)1.           | 2,836,200           | 22,500              | —                   | 2,858,700          |
| 合計                  | 2,836,200           | 22,500              | —                   | 2,858,700          |
| 自己株式                |                     |                     |                     |                    |
| 普通株式<br>(注)2. 3. 4. | 101,116             | 179,700             | 57,000              | 223,816            |
| 合計                  | 101,116             | 179,700             | 57,000              | 223,816            |

- (注) 1. 発行済株式の数の増加は、新株予約権行使22,500株によるものであります。  
 2. 当連結会計年度末の自己株式数には、「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として所有する自己株式が58,400株含まれております。  
 3. 自己株式の数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得121,300株、及び株式会社日本カストディ銀行(信託E口)による当社株式の取得58,400株によるものであります。  
 4. 自己株式の数の減少は、取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分23,000株、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)を引受人とした第三者割当による自己株式の処分26,000株及び新株予約権行使による自己株式の処分8,000株によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                    | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当<br>たり<br>配当額<br>(円) | 基準日            | 効力<br>発生日      |
|-----------------------|-------|-------|--------------------|-------------------------|----------------|----------------|
| 2024年<br>5月9日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 53,865             | 20.00                   | 2024年<br>3月31日 | 2024年<br>6月12日 |

(注) 上記の配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)が保有する当社株式に対する配当金1,094千円を含んでおります。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式

31,500株

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入金は、主に設備投資資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されています。また、借入金は流動性リスクに晒されていますが、適切に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、極力現金取引あるいは信用力のあるクレジット会社経由の取引とすることにより、リスクの低減を図っております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金及び契約資産については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

|              | 連結貸借対照表計上額 | 時 価       | 差 額     |
|--------------|------------|-----------|---------|
| (1) 長期借入金(*) | 3,856,544  | 3,845,512 | △11,032 |
| 負 債 計        | 3,856,544  | 3,845,512 | △11,032 |

(\*)1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

#### (注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

|               | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|---------------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金        | 1,337,639    | -                   | -                    | -            |
| 売掛金及び契約<br>資産 | 297,196      | -                   | -                    | -            |
| 合計            | 1,634,835    | -                   | -                    | -            |

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 626,493      | 567,165             | 538,031             | 373,074             | 269,076             | 1,482,705   |
| 合計    | 626,493      | 567,165             | 538,031             | 373,074             | 269,076             | 1,482,705   |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分    | 時価 (千円) |           |      |           |
|-------|---------|-----------|------|-----------|
|       | レベル1    | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 長期借入金 | —       | 3,845,512 | —    | 3,845,512 |
| 負債計   | —       | 3,845,512 | —    | 3,845,512 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

|                       | 当連結会計年度<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日) |         |
|-----------------------|------------------------------------------|---------|
|                       | 売上高 (千円)                                 | 構成比 (%) |
| 二次診療サービス              | 2,917,800                                | 68.3    |
| 画像診断サービス              | 539,575                                  | 12.6    |
| 健康管理機器<br>レンタル・販売サービス | 806,103                                  | 18.9    |
| その他                   | 6,716                                    | 0.2     |
| 顧客との契約から生じる利益         | 4,270,195                                | 100.0   |
| 外部顧客への売上高             | 4,270,195                                | 100.0   |

(注) グループ間の取引については相殺消去しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4)会計方針に関する事項⑥重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,446円52銭  
(2) 1株当たり当期純利益金額 123円01銭

(注) 1. 「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として所有する当社株式を、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当該自己株式の期中平均株式数は96,782株であり、このうち「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として所有する当社株式の期中平均株式数は3,264株であります。

2. 「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として所有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当該自己株式の期末株式数は223,816株であり、このうち「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として所有する当社株式の期末株式数は58,400株であります。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,064,939</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,331,808</b> |
| 現金及び預金          | 797,806          | 買掛金             | 46,277           |
| 売掛金及び契約資産       | 179,194          | 1年内返済予定の長期借入金   | 590,397          |
| 商 品             | 57,584           | 未払金             | 434,276          |
| 貯 蔵 品           | 1,052            | 未払費用            | 50,647           |
| 前払費用            | 33,095           | 未払法人税等          | 40,083           |
| そ の 他           | 2,254            | 未払消費税等          | 52,711           |
| 貸倒引当金           | △6,048           | 預り金             | 20,580           |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,545,005</b> | 賞与引当金           | 90,140           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,359,957</b> | そ の 他           | 6,694            |
| 建 物             | 1,859,507        | <b>固定負債</b>     | <b>3,129,697</b> |
| 構 築 物           | 66,621           | 長期借入金           | 3,091,347        |
| 車両運搬具           | 1,444            | 退職給付引当金         | 38,350           |
| 工具、器具及び備品       | 1,059,804        | <b>負債合計</b>     | <b>4,461,505</b> |
| 土 地             | 2,228,267        | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| 建設仮勘定           | 144,312          | <b>株主資本</b>     | <b>3,148,438</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>12,501</b>    | 資本金             | 796,725          |
| ソフトウェア          | 2,034            | 資本剰余金           | 712,128          |
| そ の 他           | 10,467           | 資本準備金           | 696,725          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,172,546</b> | その他資本剰余金        | 15,402           |
| 関係会社株式          | 921,543          | <b>利益剰余金</b>    | <b>2,049,689</b> |
| 長期前払費用          | 40,874           | その他利益剰余金        | 2,049,689        |
| 繰延税金資産          | 53,462           | 固定資産圧縮積立金       | 6,255            |
| そ の 他           | 156,665          | 繰越利益剰余金         | 2,043,433        |
| <b>資産合計</b>     | <b>7,609,944</b> | <b>自己株式</b>     | <b>△410,104</b>  |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>3,148,438</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>7,609,944</b> |

# 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金      | 額         |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 2,924,516 |
| 売 上 原 価               |        | 1,926,431 |
| 売 上 総 利 益             |        | 998,085   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 714,007   |
| 営 業 利 益               |        | 284,078   |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 家 賃               | 14,290 |           |
| 保 険 解 約 返 戻 金         | 4,061  |           |
| そ の 他                 | 5,734  | 24,086    |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 17,562 |           |
| 資 金 調 達 費 用           | 3,268  |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 182    |           |
| そ の 他                 | 2,255  | 23,268    |
| 経 常 利 益               |        | 284,896   |
| 特 別 利 益               |        |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 550    | 550       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 285,446   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 82,568 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △3,581 | 78,986    |
| 当 期 純 利 益             |        | 206,459   |

# 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

|              | 株主資本    |         |          |         |           |           |           |          | 純資産合計     |           |          |
|--------------|---------|---------|----------|---------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|----------|
|              | 資本金     | 資本剰余金   |          |         | 利益剰余金     |           |           | 自己株式     |           | 株主資本合計    |          |
|              |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金  |           | 利益剰余金合計   |          |           |           |          |
|              |         |         |          |         | 固定資産圧縮積立金 | 繰越利益剰余金   |           |          |           |           |          |
| 2023年4月1日残高  | 791,100 | 691,100 | 20,036   | 711,137 | 6,823     | 1,836,407 | 1,843,230 | △171,656 | 3,173,811 | 3,173,811 |          |
| 事業年度中の変動額    |         |         |          |         |           |           |           |          |           |           |          |
| 新株の発行        | 5,625   | 5,625   |          | 5,625   |           |           |           |          |           | 11,250    | 11,250   |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 |         |         |          |         | △567      | 567       | -         |          |           | -         | -        |
| 当期純利益        |         |         |          |         |           | 206,459   | 206,459   |          |           | 206,459   | 206,459  |
| 自己株式の取得      |         |         |          |         |           |           |           | △335,439 | △335,439  | △335,439  | △335,439 |
| 自己株式の処分      |         |         | △4,633   | △4,633  |           |           |           | 96,991   | 92,358    | 92,358    | 92,358   |
| 事業年度中の変動額合計  | 5,625   | 5,625   | △4,633   | 991     | △567      | 207,026   | 206,459   | △238,448 | △25,372   | △25,372   |          |
| 2024年3月31日残高 | 796,725 | 696,725 | 15,402   | 712,128 | 6,255     | 2,043,433 | 2,049,689 | △410,104 | 3,148,438 | 3,148,438 |          |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式 総平均法による原価法

② 棚卸資産

商 品・・・総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)

貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……6年～39年

構築物……10年～30年

車両運搬具……5年

工具、器具及び備品……3年～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、動物医療関連事業の単一セグメントであります。当社事業から生じる主な収益を以下のとおり認識しております。

二次診療サービス

診療行為という一連の履行義務であるため、一定期間で収益を認識することとなりますが、診療行為が完了した部分については患者にとっての価値に直接対応し、当該対価の額を受け取る権利を有すると考えられるため、その日の全ての診療行為が患者へなされた時点で、当該履行義務が充足されたと判断し診療当日に収益を認識しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

譲渡制限付株式報酬制度

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度を導入しております。これに係る会計処理については、経済産業省が公表した『「攻めの経営」を促す役員報酬－企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引－』のうち「役員等に現物出資型により事前発行型の「特定譲渡制限付株式」を交付した場合の会計処理」に従っております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### 損益計算書

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めておりました「保険解約返戻金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「保険解約返戻金」は863千円であります。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 関係会社株式の評価

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式評価損 一十千円、関係会社株式 921,543千円

(なお、当該計上額の内訳として、以下の関係会社株式に関し、当事業年度において関係会社株式評価損は計上していませんが、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しています。)

関係会社株式 テルコム株式会社 921,203千円

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。当該関係会社株式の評価に当たっては、実質価額が著しく低下したときに減損処理を行います。回復可能性が十分と見積られる場合には、減損処理を行わないことがあります。超過収益力が当事業年度末日において維持されているか否かを評価する際には、関係会社ごとに入手することができる直近の実績データを収集し、関係会社の事業計画の達成状況や市場環境等を総合的に評価して判断しております。

関係会社株式の評価における重要な見積りは、各銘柄の取得原価までの回復可能性を合理的に判断するための事業計画に含まれる売上高及び営業利益であります。

会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、関係会社の属する市場環境や競合他社の状況により、関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

### 4. 会計上の見積りの変更に関する注記

#### 耐用年数の変更

当社の工具、器具及び備品の耐用年数につきましては、法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりましたが、先進医療設備等についての更新実績が得られ、より実態に即した耐用年数の測定が可能になってきたことから、大阪病院の開院準備を契機に、当事業年度において有形固定資産の使用実態の調査を行いました。その結果、一部の工具、器具及び備品について耐用年数を経済的使用可能予測期間に基づく耐用年数に見直し、将来にわたって変更しております。

この変更に伴い、従来の耐用年数によった場合に比べ、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ70,846千円増加しております。

### 5. 追加情報に関する注記

#### 株式給付信託 (J-ESOP)

株式給付信託 (J-ESOP) に関する注記は、連結注記表の「5. 追加情報に関する注記 株式給付信託 (J-ESOP)」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

## 6. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保資産及び担保付債務

#### ① 担保に供している資産

|     |             |
|-----|-------------|
| 建物  | 1,859,507千円 |
| 構築物 | 66,621千円    |
| 土地  | 2,074,322千円 |
| 計   | 4,000,451千円 |

上記資産のうち、土地及び建物の一部については、根抵当権（極度額4,332,750千円）を設定しております。

#### ② 担保に係る債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 556,797千円   |
| 長期借入金         | 3,083,747千円 |
| 計             | 3,640,544千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,334,735千円

### (3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社キャミック 174,800千円

### (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

|        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 255千円   |
| 短期金銭債務 | 1,518千円 |

## 7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引の取引高 13,503千円

## 8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株数に関する事項

|                   | 当事業年度<br>期首株式数(株) | 当事業年度<br>増加株式数(株) | 当事業年度<br>減少株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式(注)1.<br>2.3. | 101,116           | 179,700           | 57,000            | 223,816          |
| 合計                | 101,116           | 179,700           | 57,000            | 223,816          |

(注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として所有する当社株式が58,400株含まれております。

2. 自己株式の数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得121,300株、及び株式会社日本カストディ銀行（信託E口）による当社株式の取得58,400株によるものであります。

3. 自己株式の数の減少は、取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分23,000株、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を引受人とした第三者割当による自己株式の処分26,000株及び新株予約権行使による自己株式の処分8,000株によるものであります。

## 9. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|           |          |
|-----------|----------|
| 繰延税金資産    |          |
| 未払事業税     | 4,350千円  |
| 未払事業所税    | 1,381千円  |
| 貸倒引当金     | 1,833千円  |
| 賞与引当金     | 27,321千円 |
| 未払費用      | 4,256千円  |
| 退職給付引当金   | 11,623千円 |
| 前払費用      | 2,800千円  |
| その他       | 2,615千円  |
| 繰延税金資産小計  | 56,183千円 |
| 評価性引当額    | －千円      |
| 繰延税金資産合計  | 56,183千円 |
| 繰延税金負債    |          |
| 固定資産圧縮積立金 | △2,720千円 |
| 繰延税金負債合計  | △2,720千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 53,462千円 |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 法定実効税率             | 30.31% |
| (調整)               |        |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.53%  |
| 住民税均等割             | 1.91%  |
| 評価性引当額の増減          | －%     |
| 特別税額控除（賃上げ促進税制）    | △5.22% |
| その他                | 0.14%  |
| 税効果会計後の法人税等の負担率    | 27.67% |

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社

| 種類  | 会社等の名称        | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係               | 取引内容        | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|-----|---------------|--------------------|-------------------------|-------------|--------------|----|--------------|
| 子会社 | 株式会社<br>キャミック | 所有<br>直接<br>100.0% | 読影業務委託<br>債務保証<br>役員の兼任 | 債務保証<br>(注) | 174,800      | -  | -            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 株式会社キャミックの金融機関からの借入金に対して債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受領は行っておりません。

## 11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,194円90銭  
(2) 1株当たり当期純利益金額 75円31銭

(注) 1. 「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として所有する当社株式を、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当該自己株式の期中平均株式数は96,782株であり、このうち「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として所有する当社株式の期中平均株式数は3,264株であります。

2. 「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として所有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当該自己株式の期末株式数は223,816株であり、このうち「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として所有する当社株式の期末株式数は58,400株であります。

## 13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 14. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月30日

株式会社日本動物高度医療センター

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

|                    |       |    |    |
|--------------------|-------|----|----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 田中 | 友康 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 太田 | 稔  |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本動物高度医療センターの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本動物高度医療センター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月30日

株式会社日本動物高度医療センター

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 田中友康 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 太田稔  |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本動物高度医療センターの2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規

定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容、及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月30日

株式会社日本動物高度医療センター 監査等委員会

監査等委員 坪川 郁子 ㊟  
(常勤)

監査等委員 川端 節夫 ㊟

監査等委員 吉島 彰宏 ㊟

監査等委員 長谷川 輝夫 ㊟

(注) 監査等委員坪川郁子、川端節夫及び吉島彰宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略 歴、 地 位、 担 当 及 び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                           | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | ひら お ひで ひろ<br>平 尾 秀 博<br>(1969年6月1日生) | 1999年4月 有限会社センターヴィル動物病院入社<br>2004年4月 東京農工大学技術職員<br>2007年4月 当社入社、循環器科・呼吸器科、放射線・画像診断科各科長（以上現任）、泌尿生殖器科・消化器科科長、大阪開設準備室長、医療事務部長を歴任<br>2014年1月 当社診療本部長（現任）<br>2014年1月 当社取締役<br>2014年11月 当社代表取締役社長（現任）<br>2022年3月 テルコム株式会社代表取締役社長（現任） | 80,100株        |
| 2         | まつ なが さとる<br>松 永 悟<br>(1965年4月1日生)    | 1996年1月 東京大学農学部附属家畜病院（現東京大学大学院農学生命科学研究科附属動物医療センター）助手<br>2007年8月 当社入社、脳神経科・整形外科、麻酔科・集中治療科各科長を歴任（現任）<br>2013年4月 当社川崎本院院長<br>2014年1月 当社取締役（現任）<br>2014年4月 株式会社キャミック取締役<br>2015年3月 株式会社キャミック代表取締役社長（現任）                            | 40,500株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | いし かわ たか ゆき<br>石 川 隆 行<br>(1964年7月29日生) | 1987年4月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行<br>2004年5月 リマーク株式会社取締役副社長<br>2005年9月 安田企業投資株式会社入社<br>2008年9月 当社社外取締役<br>2011年5月 当社社外取締役退任<br>2012年5月 当社入社<br>2012年11月 当社管理部長（現任）<br>2014年1月 当社取締役（現任）<br>2014年7月 当社管理本部長<br>2022年3月 テルコム株式会社取締役（現任）<br>2023年3月 株式会社キャミック取締役（現任） | 36,700株    |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」といいます。)契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金及び訴訟費用等(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。また、D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

## 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 坪川郁子<br>(1978年7月5日生) | 2004年12月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所<br>2008年6月 公認会計士登録<br>2014年9月 キャピタル・インターナショナル株式会社入社<br>2019年6月 株式会社ウエディング・パーク常勤監査役<br>2023年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）                                                                                                           | 一株         |
| 2     | 吉島彰宏<br>(1964年1月9日生) | 1987年4月 安田生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社<br>1990年9月 エヌイーディー株式会社入社<br>2009年4月 個人事務所（Y's Associates）設立 Y's Associates代表（現任）<br>2013年6月 当社社外監査役<br>2013年8月 ワンダープラネット株式会社社外監査役（現任）<br>2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）<br>2018年1月 Dr. JOY株式会社社外監査役（現任）<br>2020年1月 株式会社トレタ取締役（現任） | 一株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | はせがわ てるお<br>長谷川輝夫<br>(1951年10月3日生) | <p>1975年4月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行</p> <p>1997年9月 共同債権買取機構業務部長</p> <p>2000年2月 株式会社あさひ銀総合研究所（現りそな総合研究所株式会社）東京本社営業部長</p> <p>2012年3月 当社監査役</p> <p>2013年2月 当社取締役管理本部長</p> <p>2014年8月 株式会社パシフィックネット 社外監査役（現任）</p> <p>2017年12月 株式会社ケンネット監査役（現任）</p> <p>2018年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2018年12月 株式会社テクノアライアンス 監査役（現任）</p> | 一株         |
| ※4    | こばやし としあき<br>小林利明<br>(1981年2月19日生) | <p>2007年12月 弁護士登録、長島・大野・常松法律事務所入所</p> <p>2013年9月 Quinn Emanuel Urquhart &amp; Sullivan LLP勤務</p> <p>2014年5月 ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>2014年9月 骨董通り弁護士事務所入所（2017年9月パートナー就任）</p> <p>2016年9月 株式会社NHKエデュケーショナル出向</p> <p>2020年10月 エイバックス・エンタテインメント株式会社出向（現任）</p> <p>2022年11月 高樹町法律事務所 パートナー（現任）</p>                           | 一株         |

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 坪川郁子氏、吉島彰宏氏、長谷川輝夫氏及び小林利明氏は、社外取締役候補者であります。

4. 坪川郁子氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として監査法人における多様な監査経験と企業会計及び監査に関する高い見識・専門性を活かして、客観的な視点から当社を監査していただくことを期待したためであります。  
なお、坪川郁子氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 吉島彰宏氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を活かして、客観的な視点から当社を監査していただくことを期待したためであります。  
なお、吉島彰宏氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。また、同氏は監査等委員会設置会社移行前において社外監査役でありましたが、その在任期間は3年でありました。
6. 長谷川輝夫氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を活かして、客観的な視点から当社を監査していただくことを期待したためであります。  
なお、長谷川輝夫氏は現在当社の取締役であり、取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
7. 小林利明氏は、法律事務所のパートナーとしての職責を果たされており、企業法務に関する多様な経験と高い見識・専門性を有しております。弁護士としての専門的な見地から、経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査を行っていただくことを期待し、新たに社外取締役候補者としたものであります。  
なお、小林利明氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しております。
8. 当社は、坪川郁子氏及び吉島彰宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏が原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
9. 長谷川輝夫氏及び小林利明氏が原案通り選任された場合には、当社は、各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
10. 当社は、取締役（業務執行取締役であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。  
坪川郁子氏、吉島彰宏氏及び長谷川輝夫氏の各氏が原案通り選任された場合、当社は各氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、新任の社外取締役候補者の小林利明氏が原案どおり選任された場合は、当該責任限定契約を締結する予定であります。

11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」といいます。)契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金及び訴訟費用等(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。また、D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
12. 坪川郁子氏は、婚姻により古賀姓となりましたが、公認会計士等の業務を旧姓の坪川で行っております。

### 第3号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である者を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の金銭報酬の額は、2016年6月23日開催の第11期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。また、2017年6月28日開催の第12期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、既存の取締役の金銭報酬枠の範囲内で、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対して、譲渡制限付株式を取得するための出資財産として年額80百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は年80,000株以内とすること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は金銭報酬債権の払込期日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより一層高め、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式の譲渡制限期間について、これまで「金銭報酬債権の払込期日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」としていたものを、「譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの間」に改定すること（以下「本改定」といいます。）につきご承認をお願いいたします。また、本改定に伴って、本制度における譲渡制限の解除条件等についても必要な修正を加えることとなります。なお、本改定は、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、すでに付与済の譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間等を変更するものではありません。

なお、現在の対象取締役は3名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決された場合でも、対象取締役の人数に変更はございません。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが特段の意見はございませんでした。

本改定後の本制度の内容は以下のとおりです。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式の付与のために支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。本制度により、当社は、対象取締役

に対して譲渡制限付株式を取得するための出資財産として年額80百万円以内の金銭報酬債権を支給し、また、本制度により当社が発行し又は処分する普通株式の総数は年80,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とします。本制度により発行又は処分をされる当社の普通株式の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事

項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は事業報告の17～18頁に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿うものであることから、当社は相当なものであると判断しております。

以上

## 株主総会会場ご案内図

■会場 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号  
かながわサイエンスパーク 西棟3階 KSPホール  
電話 044-819-2222

■交通 東急田園都市線・大井町線 溝の口駅より徒歩約15分  
JR南武線 武蔵溝ノ口駅より徒歩約15分

■溝の口駅、武蔵溝ノ口駅より無料のシャトルバスもご利用いただけます  
(所要時間5分)。

- ・北口のバスターミナル（地上）⑨番乗車口より乗車。
- ・出発時間 10：00 10：10 10：20
- ・⑨番乗車口付近に当社の案内がおりますので、ご不明な点がございましたらお尋ねください。

